

## 利用のお願い

「(株)名北 MEIHOKU 改良土センター」での建設発生土受入基準についてご案内させていただきます。

### 建設発生土の受入基準

- ・埋戻用として弊社の改良土を使用して頂くのを原則とします。
- ・土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の試験成績書を必要に応じて提出可能な方とします。
- ・第3種以上の建設発生土(国土交通省令)とします。  
(コーン指数 400KN/m<sup>2</sup>以上、含水比 40%以下)

### 受入が出来ない建設発生土

- ① **コンクリート塊、アスファルト塊**を含むもの
- ② **鉄筋、金属類及び陶磁器類(陶管破片)**等
- ③ **ゴミ類**(プラスチック類、ビニール、紙、木片、布、生ごみ等)
- ④ **石綿含有廃棄物**
- ⑤ **有害な物質**を含む恐れのある土
- ⑥ **臭気、異臭**を放つ土

※上記の通り、不適と判断される場合は受入をお断りさせていただくか、  
処分のための追加料金が発生いたします。  
ご了承ください。

以上ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

2024年5月1日

